

平成24年度第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年11月15日（木）1001会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成24年4月2日～平成24年6月30日
抽出案件	4件（対象案件872件）
審議案件	4件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案1】（一般競争入札・最低価格落札方式） 79GHz帯等を用いた移動通信技術の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務の請負</p> <p>契約相手方：一般社団法人電波産業会 契約金額：24,675,000円（落札率98.7%） 契約締結日：平成24年5月21日 競争参加業者：1者</p> <p>【参考案件1】（一般競争入札・最低価格落札方式） 次世代移動通信の国際協調に向けた国際機関等との連絡調整事務の請負</p> <p>契約相手方：一般社団法人電波産業会 契約金額：36,225,000円（落札率88.9%） 契約締結日：平成24年5月21日 競争参加業者：2者</p> <p>【参考案件2】（一般競争入札・最低価格落札方式） PLB制御技術の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務の請負</p> <p>契約相手方：一般社団法人電波産業会 契約金額：10,500,000円（落札率98.0%） 契約締結日：平成24年5月25日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
事業の開始年度及び今後の事業継続見込みについて	開始は平成24年度、4カ年計画で、平成27年度までを予定。

<p>この事業を請負可能と思われる他の事業者に関する情報（そのような事業者が他にもあることを把握しているか。業務内容から見て請け負って期待通りの成果を出すことができる事業者はどの位存在すると推測されるか。）</p>	<p>本事業を請け負うにあたっては、ITSに関する専門的な知識を持ち且つ ITU（国際電気通信連合）等の国際機関の活動に精通している者を有することが条件となるが、そのような事業者は数者程度は存在すると推測される。</p>
<p>参考の2つの事業との性格の違いは何か。</p>	<p>参考の2つの事業とは対象とする技術の分野が異なり、求められる専門知識も異なる。</p> <p>H24-2-1075：対象技術は高度道路交通システム（ITS）であり、79GHz 帯高分解能車載レーダーや700MHz 帯車車間・路車間通信といった安全運転支援システム等に関する専門知識が求められる。</p> <p>H24-2-1074：対象技術は次世代移動通信システムであり、携帯電話の高度化のための通信技術等に関する専門知識が求められる。</p> <p>H24-2-1078：対象技術は船舶や航空機に搭載する遭難用機器の信号制御技術であり、ビーコン制御技術等に関する専門知識が求められる。</p>
<p>毎年業務内容は違っても、国際機関との連絡調整という機能を担っているのではないのか。もしそうであれば、毎年テーマが違っても、継続的に連絡調整機能を電波産業会に担当させるほうがよいのではないのか。</p>	<p>それぞれの対象技術の分野が異なることから、包括的に電波産業会に担当させるよりもより多くの企業等が参加できるよう、案件毎に分け、最適な請負先が確保できるように対応しているところ。</p>
<p>本3案件の事業継続見込みは4年間とのことだが、国際関係の業務はたいてい4年間なのか。</p>	<p>2015年の世界無線通信会議をターゲットにしているため、それに合わせて4年としたもの。</p>
<p>公益法人である電波産業会に、他の団体では太刀打ちできないのではないのか。総務省が電波産業会に丸投げしているのではないのか。</p>	<p>電波産業会がこれまで知識や経験を蓄積してきたという点では優位性があるかもしれないが、電波産業会以外の複数者からの応募がある案件もあり、電波産業会だけが請負可能というものではなく、また、当省が優遇しているということもない。</p>
<p>国際標準化に関し、国として国費を投入するからには、確実に国際標準がとれるところになってから支援するべきではないか。</p>	<p>次世代移動通信分野については、日本にかなりの優位性があり、また、国際標準を獲得することが必要と考えているため、獲得できることが確実になった時点ではなく、早い段階から取り組んでいくことが非常に重要と考えるもの。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

文書管理業務の業務・システム最適化に係る増設機器等の借入（第4Gr） 一式

契約相手方：東京センチュリーリース株式会社

契約金額：570,150,000円（落札率99.5%）

契約締結日：平成24年4月10日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
文書管理業務・システム最適化計画の概要とはどのようなものか。	行政文書の作成・取得から廃棄・移管までのライフサイクルを通じた文書管理業務を処理するために、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備し、総務省は一元的な文書管理システムの利用促進を図るとともに、各府省は平成24年度末までにこれを順次導入して個別の文書管理システムは廃止することとされたもの。
1者入札になった理由	当該調達仕様書をダウンロードしたが応札しなかった者に応札しなかった理由を聴取したところ、①業務実施体制の組成が困難となった、②調達内容が自社の業務分野と異なっていたなどの理由で応札を見送っているとのことであった。
より大きな競争性が働くためにどのような手段をとったのか	政府調達案件であり、その手続きに適した仕様書の意見招請、官報公告及び入札説明会を実施している。
国庫債務負担行為（24月）の理由	新たな情報通信技術戦略において、政府共通プラットフォームにより、政府情報システムの統合・集約化を進めることとされているところ。一元的な文書管理システムにおいては、平成26年10月から政府共通プラットフォーム上で新規の運用を開始する予定となっていることから、現行の一元的文書管理システムは平成26年9月までの運用となり、当該契約については24月分の契約となるため。
2年後という短い将来にシステムを入れ替えることとした理由	2年後の新しい政府共通プラットフォームに移行後のトータルコストが、現状より年間5億円程度減となるとの試算結果が出たため。
現状のシステムに移行した際は、どの程度コスト減となったのか	明確な額は不明だが、かなりのコストダウンとなったものと思料。

一元化した場合の、大規模災害等に対するリスクマネジメントはどのようになっているのか。	バックアップの構築及びその運用体制についてはすでに構築済み。
--	--------------------------------

<p>【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>次期小売物価統計調査システム運用保守等基盤整備業務の請負 一式</p> <p>契約相手方：東京センチュリーリース株式会社</p> <p>契約金額：256,200,000円（落札率99.9%）</p> <p>契約締結日：平成24年4月6日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
本件請負業務の概要	プロジェクト管理、基盤整備（サーバー機器等のサービスの設計、提案及び導入）、端末機器の導入・展開、サービスレベルに係る事項の整備・運用、本システムの運用・保守 等
本件請負業務のこれまでの運営状況及び入札・契約状況	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの運営状況 平成24年4月中旬：移行計画等の作成・統合 平成24年4月下旬：総合テスト 平成24年5月下旬：本システムの稼働 平成24年7月下旬：調査員端末の導入・展開の工程を経て、平成24年10月以降、本稼働中 ・入札・契約状況 H24.4.2開札、4.6契約（本予算成立日）
本件発注情報の広報状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年8月25日財計第2017号財務大臣通知の「公共調達適正化について」に基づき、契約情報の公表 ・政府調達に関する協定に基づき、官報による公示（入札公告・落札者公示） ・政府調達事例データベースによる公表
業者からの参考見積りの徴取状況	<ul style="list-style-type: none"> ・H23.5月時点で7者から徴取し、そのうちの安価な見積書を予算要求時に使用 ・H24.3月時点で1者
契約における競争性を確保するための工夫如何	<ul style="list-style-type: none"> ・意見招請20日間、入札公告期間52日間と調達期間を十分に設定 ・契約締結から最初の納品まで約3ヶ月の期間を確保

<p>予定価格の算定手続き如何</p>	<p>本業務の予定価格は、借入れする機器代金（通信費含む）と開発・運用等に係る人件費で構成しており、借入れに係る機器代金については、本件の落札者の決定方法が総合評価落札方式であることから、提案書（入札書）を提出した東京センチュリーリース㈱が調達時に提出した機器の価格証明書の価格を使用し積算を行った。</p> <p>また、人件費部分の積算については、一般財団法人経済調査会発行の積算資料の「ソフトウェア開発料金」から人件費単価を参照し、提案者の下見積書から引用した工数に乘じ積算を行った。</p>
<p>入札の状況</p>	<p>紙入札により1者が応札し、4回目の入札で予定価格を下回った。</p>
<p>高落札率の原因分析如何</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書を提出した者が1者であるため、その者の提案する機器単価及び工数を採用したこと ・複数回の入札を行ったこと <p>これらの要因が高落札率を誘因したものと思慮する。</p>
<p>一者入札の原因分析如何</p>	<p>当該調達に関心を示す者については以下のとおり。</p> <p>意見招請説明会参加8者 意見提出3者 入札説明会参加7者</p> <p>しかしながら、1者応札となったため、入札説明会に参加した者に対し、辞退理由を聴取したところ、関心はあるものの当該仕様が対応できない分野のため不参加、過去の実績（前回調達時実績）から経営的な判断で不参加、本件と同時期に同規模の案件が輻輳しており、対応が難しいなど、仕様に瑕疵が見受けられるような回答は無かった。</p>
<p>総合評価の評価内容</p>	<p>技術点に価格点を加えて得た総合評価点をもつて行う。</p> <p>技術点 6,000点満点中 3,648点 価格点 6,000点満点中 3.27点 総合評価点 3,651.27点</p> <p>重視した評価観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機器について、標準的なバッテリー駆動時

	<p>間が長時間である提案から順に評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機器について、端末の総重量（付属品の一切を含む。）が軽量である提案から順に評価 ・本システムの運用・保守期間中に実施する小規模改修のためのコストが、最低限の数値以上であることが根拠と共に示されている。 ・情報セキュリティ対策について、ネットワーク回線に閉域網を採用することが具体的に示されている。又は、閉域網を採用せずに、導入するウイルス対策ソフト、その運用方法及び通信コストについて具体的な内容が示されている。
技術点と価格点の差について。価格点があまりにも低すぎるのではないか。	<p>得点配分としては同等で、算出過程で特異な状況になったものと思料。ご指摘の点については、今後検討し、改めて参りたい。</p>

<p>【抽出事案4】（企画競争による随意契約）</p> <p>平成24年度平和祈念事業業務の委託</p> <p>契約相手方：(株)乃村工藝社</p> <p>契約金額：454,989,000円（落札率100%）</p> <p>契約締結日：平成24年4月5日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
総務省が本事業を行う必要性	<p>「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（平成二十二年六月十六日）により、平成22年10月1日から、（独）平和祈念事業特別基金の業務が特別給付金の支給業務に限定され、（独）平和祈念事業特別基金の保有する資料を国が引き継ぐこととなったため、平和基金の監督を所掌事務としている立場上、総務省が当該資料を受け取り、暫定的に資料館の運営を継続</p>
本事業の実施計画	<p>平成22年度から開始。</p> <p>資料館の運営は、総務省が暫定的に継続している性格のものであり、現在、厚生労働省所管の昭和館への統合を視野に調整を図っているところである。よって、当面の間は総務省で資料館を運営。</p>

過去5年間の契約金額、相手方の推移	<p>平成22年度 254,268,000円 (株)乃村工藝社 (資料館運営開始は、平成22年10月より)</p> <p>平成23年度 572,239,000円 (株)乃村工藝社</p> <p>平成24年度 454,989,000円 (株)乃村工藝社</p>
22年度企画公募における応募者数	5者
評価の方式	<p>プレゼンテーションによる審査方式</p> <p>審査員であるアドバイザーボードメンバー(外部有識者)に事業報告(見込含む)及び中期事業計画のプレゼンテーションを行い、平和祈念事業業務評価表に基づいて評価。(評価項目毎に評定を実施し、総合評価で3段階評価)</p>
契約額の適正性に関する評価項目はあるのか。	<p>22年度の企画競争において、単年度の経費に関する評価項目を設けている。</p> <p>なお、仕様書において、再委託等を行う場合は競争原理を働かせた上で業者を決定するよう明記。</p>
企画競争は広く参加者を募るものと考えますが、「問題がなければ前年度実施者」となるのか。新規参入は難しく、実績のある者が優先されているように思われるが、問題はないのか。	<p>本契約は、平成22年度の企画競争の公募の際に、履行状況が適切であり、次年度以降の事業計画が優秀であると認められる場合は、平成25年度末までを限度に契約を締結することも可能であると周知している経緯に基づき行っている。この経緯は、資料館に所蔵されている所蔵資料が3万3千点にのぼり、その資料には歴史的背景を初め、所有者の当時置かれた状況、資料の希少性などについて、深い知見を持つ専門性が必要であり、また、各企画展等の中で得るノウハウを蓄積し、次に実施する企画展等へ有効に活用するためには、資料館の運営を一定期間を実施させる必要があると判断したためであり、その期間については、地方公共団体が指定管理者制度で資料展示施設を運用している契約期間(3年～5年程度)を参考にしている。よって、本契約は外部専門家及び有識者の評価を得た上で、受託業者と随意契約を締結しているが、平成26年度以降も総務省で本事業を行う場合は、新たに企画競争を実施し、広く参加者を募る予定である。</p>
事業を実施する際、単年度契約にするのではなく、国庫債務負担行為か、事業継続期間で	ご指摘の点については、今後検討し、改めて参りたい。

必要な経費の提示をさせた上での企画競争を行うべきではなかったか。	
----------------------------------	--

【継続審議とされた案件について】

事務局より、請負契約及び委託契約に係る予定価格の立て方や、随意契約の際の再委託に係る手続き、コンソーシアムの場合の契約締結方法等について説明。

続いて、担当課より、「ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発」に関し、件名と調達内容との関係性、共同研究の契約の在り方等について説明。

【平成 24 年度総務省調達改善計画について】

末尾、事務局より

- ・平成 24 年度総務省調達改善計画
- に関して説明。